

令和5年6月1日以降の 施設利用に関するお知らせ

これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として利用をキャンセルする申し出があった場合には、払い込まれた施設使用料を全額返還してきました。この度、新型コロナウイルス感染症が感染法上「5類」に移行されたことから、

令和5年6月1日以降の施設利用から、感染症対策を理由とする施設のキャンセル・使用料の返還は行いません

のでご注意ください。

大田区 青少年交流センター